

●香川県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和2年9月1日	NPまとは薬局	アイン薬局的場店	三豊市詫間町詫間414番地6
令和2年9月1日	NP元町調剤薬局	アイン薬局駒止店	坂出市駒止町2丁目1番40号
令和2年9月1日	あずき調剤薬局池田店	さくら薬局小豆島池田店	小豆郡小豆島町池田字迎地2001番地1